

令和 7 年 8 月 5 日

自家用有償旅客運送者に輸送の安全確保命令を発出しました。

鳥取運輸支局では、鳥取県内の自家用有償旅客運送者である伯耆町から無車検運行を行った旨の自主申告があったことを端緒として、同町に対して令和 7 年 7 月 24 日に監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法等関係法令に違反が認められたことから、鳥取運輸支局では同法第 79 条の 9 第 2 項の規定に基づき、当該運送者に対し、輸送の安全確保命令等を行いました。

記

- 1 行政処分等年月日：令和 7 年 8 月 5 日
- 2 運送者の名称：伯耆町（事務所：伯耆町役場溝口分庁舎）
- 3 運送者及び事務所の所在地：鳥取県西伯郡伯耆町
- 4 輸送の安全確保命令の概要：
 - ・自動車検査証の有効期間の管理を適切に行うこと。
- 5 違反行為の概要
 - ・有効な自動車検査証の交付を受けていない自動車を運行の用に供していた。
（道路運送法第 79 条の 9 第 1 項）
（道路運送車両法第 58 条第 1 項）
 - ・運転者等台帳を確実に作成していなかった。
（道路運送法第 79 条の 9 第 1 項）
（道路運送法施行規則第 51 条の 23 第 1 項）
 - ・運転者等台帳の記載事項等に不備があった。
（道路運送法第 79 条の 9 第 1 項）
（道路運送法施行規則第 51 条の 23 第 1 項）
- 6 その他：警告書の発出を同時に行った。

【問い合わせ先】

鳥取運輸支局 自動車運送事業監査室 担当：福原、梶並

TEL：0857-22-4120

【資料配付先】

鳥取県政記者クラブ